一、日給ハ時價上ヨリ日給額ノ間ト
一、日雇労働者ニ対シ賃金ヲ平等ニスルコト
一、職ノ等下單價ノ十五錢トスルコト、
一、請負制度ヲ廃シ常傭トスルコト
一、時間ヲ一時間短縮スルコト

七月二日左ノ条件ニテ解決セリ、

一、日給増上ノ件　男工二五錢　女工二三錢
一、争議中ノ日給ハ整理トシテ金一封（五〇円）支給、
一、解雇者ハ回復トシ、人道ハ二場ヲ指定、
解雇者ニ対シテハ一ヶ年未満ノモノハ日給ノ三十日分ヲ支給
以上一ヶ月ヲ増ス毎ニ一日分ヲ加ヘ支給スルコト、

◎野村硝子製造所

所在地　東京府下品川町大字南品川猟師町五五
労働者　三八名
参加者　全部
争因並経過　東京労働同盟会

本工場ハ従来中島硝子製造所ト称シ中島猪太郎ノ工場
ニシテ経営者ハ雇ニシテ事業不振ノ為債権者品川国能ノ為ニ
本年六月九日野村茂来次ニ一万二千円ヲ以テ売却シタルモ原料
並燃料ノ供給ハ製品輸入ノ担当トシ野村茂来次ハ技術監
造監督ノ経営監督ヲ本人ニ協ノ代理村ニ協メタル代表ノ
間会社ノ成シ其ノ経営者工場ヲ継続シ七月八日ニ至リ
従ノヲ受ケテ以テナシタリ。

要求事項

一、解雇手当日給廿日分ヲ支給セラルヘシ。